

平成24年度 奈良県森林審議会 議事録

1. 日時：平成24年12月17日（月） 13：30～15：30
2. 場所：春日野荘 1F 吉野 （奈良市法蓮町757-2）
3. 出席委員
別紙 奈良県森林審議会出欠名簿のとおり
4. 審議会の開会
 - (1) 定数報告
委員13名のうち11名の委員の出席があり、奈良県森林審議会規程第2条第2項に基づき、本審議会は成立する旨事務局より報告。
 - (2) 会長選任
会長には山本陽一 委員が選任された。
 - (3) 副会長の指名
奈良県森林審議会規程第3条第2項の規定に基づき、会長より副会長の指名
副会長には辻村源四郎 委員が指名された。
 - (4) 部会長・部会員の指名、議事録署名人の指名
森林法施行令第7条第2項及び第3項に基づき、会長より部会長及び同部会委員の指名
 - ・林地開発部会
部会長 辻村源四郎 委員
部会員 岡崎純子 委員、才本隆司 委員、田中和博 委員、松村和樹 委員
 - ・制度及び指針等検討部会
部会長 田中和博 委員
部会員 東実千代 委員、岡橋清元委員、甲村侑男委員、辻村源四郎委員、山本陽一委員
 - (5) 議事録署名人の指名
奈良県森林審議会規程第6条第2項に基づき、会長より、議事録署名人の指名
議事録署名人 甲村侑男 委員
才本隆司 委員
 - (6) 審議会の公開について
奈良県森林審議会規程第5条第1項に基づき、今回の議案については、非公開とすべき内容がないため公開とされた。
傍聴者は2名であった。
5. 議事及び報告事項
 - (1) 議事
 - ・第1号議案 大和・木津川地域森林計画（案）について
この議案については、森林法第6条の規定に基づき、事前に縦覧に供し、関係市町村及び関係機関から意見聴取を行った結果、意見はなかった旨報告。内容について事務局から概要を説明。
【議案の概要】
 - 森林計画制度の体系について
 - ・全国森林計画に即して5年毎にたてる10年間の計画
 - ・計画期間：平成25年4月1日～平成35年3月31日
 - 計画の大綱について
 - ・地域の自然的背景、社会・経済的背景、森林・林業の概況
 - ・前計画の実行結果の概要及びその評価
 - ・計画樹立にあたっての基本的な考え方

○計画事項について

- ・計画の対象とする森林の区域
- ・森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- ・森林の整備に関する事項
- ・森林の保全に関する事項
- ・保健機能森林の整備に関する事項
- ・地域の特性に応じた計画数量の目標（伐採、造林、林道、保安林、治山）

○主な質疑の内容

（委員）「伐採跡地についてはスギ・ヒノキ・アカマツ植栽による再生林の他、必要に応じて、コナラ・クヌギ等有用広葉樹を導入する」とあるが、どういった施業か。また、具体的な取り組みの事例があるか。

（事務局）土壌や地形、環境に応じた樹種の植栽といった施業である。具体的な事例はまだない。

【審議の結果】

地域森林計画は、全員異議なく原案どおり承認された。

- ・第2号議案 吉野地域森林計画の変更計画（案）について
 - ・第3号議案 北山・十津川地域森林計画の変更計画（案）について
- これらの議案については、森林法第6条の規定に基づき、事前に縦覧に供し、関係市町村及び関係機関から意見聴取を行った結果、意見はなかった旨報告。変更内容について事務局から概要を説明。

【第2号議案の概要】

「林道の開設又は拡張に関する計画」の変更

林道（川上村）の延長増加

「保安林整備及び治山事業に関する計画」の変更

保安林の指定理由の消滅による計画面積の減少

【第3号議案の概要】

「保安林整備及び治山事業に関する計画」の変更

保安林の指定理由の消滅による計画面積の減少

○主な質疑の内容

（委員）「林道の開設又は拡張に関する計画」の変更について資料には距離しかでていないが、深層崩壊の対策について具体的な事項が計画に考慮されているか。

（事務局）今回計画変更となった林道は昨年まで継続して開設をしていた路線であり、具体的な事項を計画内で定めるには至っていない。来年以降の実施の際は切り取り法高を低くするなど線形も考慮して災害に強い路線を計画していきたい。

【審議の結果】

地域森林計画の変更計画は全員異議なく原案どおり承認された。

- ・第4号議案 林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更計画（案）について
- この議案については、林業労働力の確保の促進に関する法律第4条第4項の規定に基づき、関係機関と事前協議を行った旨報告。変更内容について事務局から概要を説明。

【議案の内容】

○林業労働力の確保の促進に関する基本方針の改正に基づく奈良県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の変更

- ・安定雇用に向けた取り組みの実施（社会保険等への加入）
- ・労働災害の取り組みの強化（リスクアセスメントの実施）
- ・奈良県木材生産推進事業（提案型集約化施業）による事業量の安定確保
- ・林業労働力のキャリア形成支援の実施
- ・提案型集約化施業における連携強化

○主な質疑の内容

- (委員) この計画内に書かれている、「奈良型作業道」とはどのようなものか。
- (事務局) 奈良の急峻な地形に合った作業道で、幅員は約2.5m、路肩の保護に丸太組を2段か3段つける。縦断勾配については、傾斜のきつい所でも、18%程度とする。後々の維持管理に費用がかからず、長く使える道の事である。
- (委員) 「林業労働者のキャリア支援」のところに、フォレストワーカー、フォレストリーダー、フォレストマネージャー研修と書いてあるが、これらの区別は何か。
- (事務局) フォレストワーカーは実際の作業をする者を指す。研修期間が1年目から3年目の人々を想定している。
フォレストリーダーは班長を指し、研修5年目以上の資格としている。
フォレストマネージャーというのが、現場の総括管理責任者を指し、研修が10年目以上の資格としている。
- (委員) 森林・林業の社会的評価の向上の所に書いているように、即戦的な労働力だけでなく、一般県民に奈良の林業の重要性を啓発していく事は重要であると考え。奈良県では具体的にどのような活動をしているか。
- (事務局) 森林環境教育の一環として、間伐作業や、クヌギやコナラをつかったシイタケの植菌体験などを行っている。また、学校と連携して、環境教育の推進校を年間50校程定め、農林振興事務所の職員が指導を行なうなどしている。
また、奈良県環境教育指導者養成講座を修了した者を人材バンクに登録。一般県民から要望があれば、登録者とマッチングをして講師を派遣するような取り組みも行っている。

【審議の結果】

奈良県林業労働力確保の促進に関する基本計画の変更計画は全員異議なく原案どおり承認された。

(2) 報告事項 森林法第10条の2に基づき許可した林地開発行為について

事務局より、平成23年12月2日から平成24年12月1日までに森林法第10条の2に基づき新規1件、変更6件(うち1件は変更許可をさらに変更したもの)、面積計約135ha(うち4haは変更許可をさらに変更したもの)の許可を行ったことを報告した。

(3) その他

① 公共建築物における“奈良の木”利用推進方針について

事務局より、公共建築物における“奈良の木”利用推進方針の意義及び効果と目標を説明した。一般建築物やそれ以外への利用の推進と促進のためのPRを積極的に行うとした。又、奈良の木を用いた公共施設について紹介を行った。

② 紀伊半島大水害被害復旧状況(治山事業・林道災害復旧事業の進捗状況)について

事務局より治山事業・林道災害復旧事業の進捗状況について報告を行った。

○主な意見、質疑

①について

(委員) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」は林野庁所管であると思うが、国土交通省所管で木材の利用を推進する様々な施策がある。是非、奈良県庁内でも横断的な施策を取り組まれたい。

(事務局) ご指摘いただいた点を含め、県産材の利用拡大に向けて取り組みを行いたい。

②について

(委員) 堰堤を作るのであれば、土砂対策も重要であるが、下流に流木対策の施設を作るべきと考えている。この事を今後の計画に反映してもらいたい。

奈良県森林審議会委員名簿及び委員の出欠

平成24年12月17日(月)

氏名	役職	当会以外の役職	出欠
東 実 千 代	委員	畿央大学准教授	出席
岩 城 由 里 子	委員	奈良県建築士会	出席
遠 藤 日 雄	委員	鹿児島大学教授	欠席
岡 崎 純 子	委員	大阪教育大学准教授	出席
岡 橋 清 元	委員	清光林業株式会社 取締役会長	出席
甲 村 侑 男	委員	奈良県木材協同組合連合会会長	出席
才 本 隆 司	委員	奈良森林管理事務所長	出席
田 中 和 博	委員	京都府立大学大学院教授	出席
田 中 裕 美	委員	近畿大学農学部教授	欠席
辻 村 源 四 郎	副会長	黒滝村長 奈良県地域振興対策協議会山村部会会長	出席
西 田 多 美 子	委員	一級建築士事務所TMN室長	出席
松 村 和 樹	委員	京都府立大学大学院教授	出席
山 本 陽 一	会長	奈良県森林組合連合会会長	出席

出席11名 欠席2名

※任期平成24年11月24日～平成26年11月23日